

菊池市



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年三月二二日、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の合併により、人口五〇、一九四(平成三二年国勢調査)、面積は約二七七平方キロメートルの新「菊池市」が誕生した。

菊池市は、熊本市の北東約二四キロメートルに位置し、北は大分県、東は阿蘇市、西は山鹿市及び熊本市、南は合志市及び大津町に接している。市の北部及び東部に八方ヶ岳、鞍岳等の山岳があり、その大半を森林が占めている。山岳地帯からの豊富な水は、菊池川、迫間川、河原川、合志川、矢護川などに西流し、河川流域は菊池平野となり、肥沃な土地を形成している。

産業は、県下有数の穀倉地帯にあることから、米麦、メロン、牛、椎茸などが菊池ブランドとして、県内外に出荷されており、地元物産館や特産品センターの取組みも好評である。森林資源を活かした林業も盛んで、近年は市内各地に工業団地が整備され、企業誘致も進んでいる。

交通は、国道三二五号、三八七号その他の県道など道路網も密で主要路線には、定期路線バスの運行があり、特に熊本市、山鹿市、大津町方面へは便利である。

観光面では、千古不斧の原始林と昭和の名水百選に選ばれた豊かな湧水とによりその溪谷美は九州随一といわれる菊池溪谷、古墳時代からの小屋敷跡や太宰権帥の藤原隆家(藤原北家)の孫藤原則隆が肥後国に下向し、菊池氏を称して以来、肥後の在地勢力の雄として定着し、南北朝前後から特に朝廷とのつながりを深め、一二代菊池武時、一三代菊池武重と九州はもとより日本各地を南朝方の武将として転戦した。一五代菊池武光の時代は後醍醐天皇の皇子懐良親王を隈府城に迎えて、太宰府を攻略した。一七代菊池武朝の時代には、肥後国の守護の地位を確保し、菊池がその本拠地となつて栄えた。菊池地域には、菊池氏の本城である菊池城を取り囲む一八外城の遺構がある。

その他、文明九年(一四七七)菊池重朝に招かれた桂庵玄樹が朱子学を講義したと伝えられる孔子堂跡、特産品にちなんだ七城メロンドーム、鞍岳中腹に広がるレジャー施設である四季の里旭志、中国宮廷様式建築の泗水孔子公園など、数多くの観光スポットがある。また、県下有数の温泉地であり、市内各地には温泉が湧出し、桜、コスモス、ホタルなど四季を彩る自然や歴史と伝統を物語る史跡

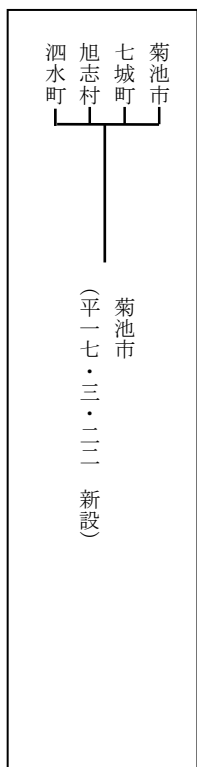
が県内外から多くの観光客を集めている。

二 市名の由来

平成の四市町村での合併協議においては、新市名称の最終候補に「菊池市」「きくち市」「菊池野市」「新菊池市」「清流市」の五候補が挙がったが、由緒有り全国的に知名度が高く、既にひとつのブランドとして確立しており、各市町村が共通して使用してきた呼称でもあったことから、「菊池市」に決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 菊池市

昭和三十一年九月一日、隈府町外七村が合併して菊池町が誕生し、一部境界変更を経た後、昭和三十三年八月一日に市制を施行した。面積は約一八三平方キロメートルである。古くは菊池一族の治世の本拠として栄え、九州随一の溪谷美を誇る菊池溪谷等で知られる。

(二) 菊池郡七城町

昭和二十九年一月一日、砦村、加茂川村、清泉村の三村が合併して七城村が誕生し、一部境界変更を経て、昭和四三年に町制を施行した。面積は約二一平方キロメートルである。

(三) 菊池郡旭志村

昭和三十一年五月一日、旭野村及び北合志村の合併により誕生した村で、同年

八月一日に護川村の一部を編入し、現在の村域を形成した。面積は約四七平方キロメートルである。

(四) 菊池郡泗水町

昭和三十〇年四月一日、泗水村、田島村、七城村の一部が合併して泗水村が新設され、その後昭和三十六年に町制を施行するに至った。菊池平野のほぼ中央に位置し、面積は約二七平方キロメートルである。

2 検討の経緯

当地域は、平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、菊池郡市八市町村のうち、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の四市町村が合併パートナーとして示された。

初期の検討は、菊池郡市八市町村が一同に会して行われたが、郡市一体での合併が困難な情勢になると、菊池市は県の合併パターンに沿って四市町村での合併を周辺に呼び掛けた。当初周辺の三町村はこれに同意しなかったが、他地域の検討が具体化していく中で方針を転換し、平成一五年度には四市町村での任意協議会、法定協議会の設置に至った。協議の終盤、七城町で四市町村合併の賛否を問う住民投票が行われたが、賛成票が過半数を占め、合併の方向性は決し、平成一七年三月二二日、新「菊池市」が誕生した。(第二編「菊池地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年三月二二日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「菊池市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 合併当初の新市事務所(本庁舎)の位置は、菊池市大字隈府八八番地

(現菊池市役所)とする。

- 2 合併後三年を目標に新庁舎を建設することとし、国道三二五・三八七号間の菊池市道花房森北線(菊池グリーンロード)沿線周辺に適地を求めらる。
- 3 新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。

新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整する。

(五) 財産及び債務の取扱い

- 1 四市町村の所有する財産及び債務については、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐものとする。なお、基金については、以下のとおり取り扱うものとする。

①財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、平成一三年度から平成一五年度の三ヶ年度平均の標準財政規模相当額の三〇%以上を総額で持ち寄るものとする。

②国民健康保険財政調整基金については、平成一三年度から平成一五年度の三ヶ年度平均の保険給付総額の一〇%以上を持ち寄るものとする。

③その他特定目的基金及び特別会計の基金については、合併までに調整する。

2 ペイオフ対策については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法第九一条第一項、第二項及び第七項の規定に基づく議会議員の定数は二八人とする。なお、公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けないものとする。

2 一市二町一村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、平成一八年五月三十一日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一八年三月二一日までの一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙

による委員として在任する。

- 2 在任特例期間後に行われる一般選挙の定数を三〇人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項の規定を適用し、旧市町村を区域とする四つの選挙区(旧市町村の定数・菊池市一二人、七城町六人、旭志村六人、泗水町六人)を設ける。

(八) 地方税の取扱い

- 1 地方税の取扱いについては、一市二町一村で差異のないものは現行のとおりとする。

2 一市二町一村で差異のあるものは、次のとおりとする。

①個人市町村民税

ア 減免については、菊池市の例により合併時から統一する。

イ 納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。

②法人市町村民税

税率については、菊池市の例による。但し、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成一七年度までは不均一課税とし、平成一八年度から統一する。

③固定資産税

ア 税率の統一については、新市において速やかに財政状況等を勘案し決定する。なお、税率の統一までの期間については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し不均一課税とし、一市二町一村の現行の税率とする。

イ 減免、課税免除及び不均一課税については、菊池市の例により合併時から統一する。

ウ 納期については、菊池市及び泗水町の例により合併時から統一する。

エ 菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、合併までに調整する。

④軽自動車税

税率及び納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。

⑤入湯税

ア 税率については、七城町の例により合併時から統一する。

イ 課税免除については、合併までに調整する。

⑥特別土地保有税

免税点については、合併時から五〇〇〇㎡とする。※なお、法令の改正等が行われた場合は、改定内容を優先する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 一市二町一村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時までに調整する。

(二〇) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を、合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町の各区域ごとに設置する。なお、設置にあたっては、下記「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。(略)

4 合併時の三役及び正副議長

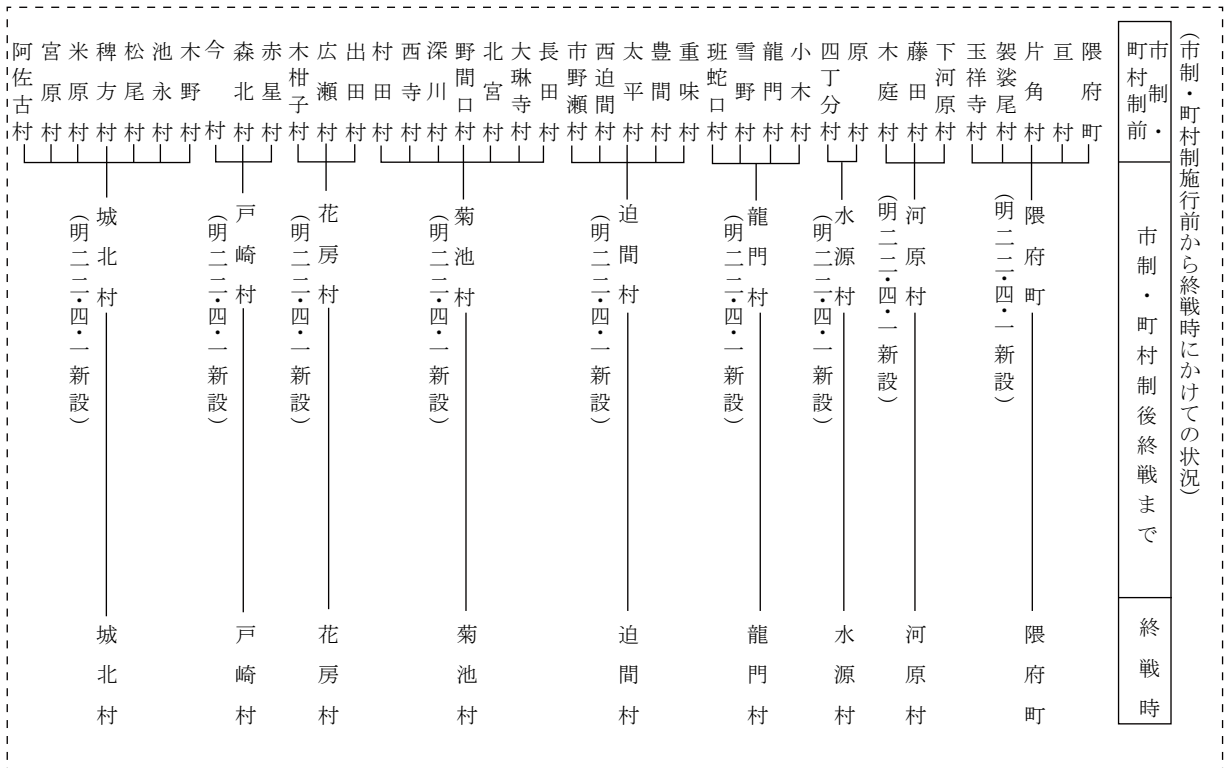
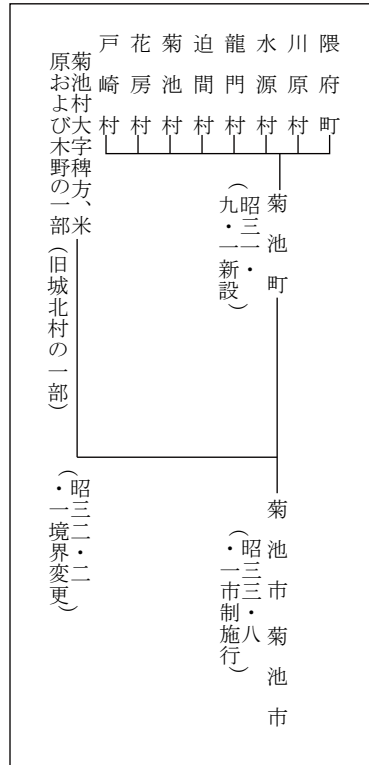
市町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
菊池市	福村 三男	隈田 亮平	甘田 哲郎	荒木 建令	外村 國敏
七城町	緒方 奨	—	—	境 和則	福島 利徳
旭志村	石井 光幸	栃原 武俊	—	坂田 公弘	森 誠雄
泗水町	松岡 一俊	泉田 辰二郎	山本 秀夫	北田 彰	中山 和幸

5 合併時の関係市町村の現況表

区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (㎡)	業 務 生 産 業 割 合			市町村税納税額 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	中 学 校 以 上 の 学 校		
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)			計	中学校	高等学校
菊池市	五三、二七八	一六、九〇五	二七六、六六六	五、四三三	七、六八九	一三、二九三	四、八二二	—	三	五	
七城町	二七、四〇八	九、〇九三	一八、二六〇	二、四四八	三、九〇二	七、三〇六	二、二七八	—	—	二	
旭志村	五、九九七	一、六九五	二〇、五〇〇	—	七、二	一、二八二	五、〇八六	—	〇	一	
泗水町	一四、三四二	四、五八五	二六、九九七	—	七、三九	一、〇三七	三、二一四	—	〇	一	
合併関係市町村	一〇四、〇六四	三三、二八七	一、〇〇一	七、二	一、〇三七	二、〇〇五	一、二〇五	—	—	—	

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 限府町

限府町は、南北朝時代に限部といわれた聚落が発展したものであり、ここに菊池氏の居跡があったので、その後限府と改められた。延久二年（一〇七〇）藤原則隆が菊池に下向し、菊池氏を名乗って以来、五〇〇年間この地方における政治、文化の中心であった。菊池氏の没落後、町の中心も城下、椿山（現在の菊池神社の下の地域）から、次第に西方へ移っていたが、その後の再三の兵火によって焼失し、現在の市街地は、天正一六年（一五八八）九月の火災後形づくられたものである。旧藩時代、河原手永の限府町、正観寺村、築地村、輪足村、片角村と深川手永の袈裟尾村、玉祥寺村、高野瀬村に分かれていた。当時の史料によると、限府町は、人口約一、三〇〇人の地方経済の中心地であった。しかし、文化文政の頃より各地に新しい町の発生があり、一時この町の位置付けも低下したが、深川手永の会所が深川村から袈裟尾村に、河原手永の会所が河原村から藤田村に、さらに藤田村から正観寺村を経て限府町に移るに よんで、限府町は本地方の政治経済の中心地となり明治に至った。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、限府町と高野瀬、正観寺、輪足、築地、正祥寺、袈裟尾、立石、片角の各村は、第六大区第三小区に入ったが、その後、限府、正観寺、高野瀬、立石の四か町村が合併して限府町となり、築地と輪足の二か村が合併して亘村となった。同一二年に郡区町村編制法の施行により、郡役所が高野瀬等に設置され、限府町と亘、片角、玉祥寺、袈裟尾の各村は一行政区域として、限府町に戸長役場が置かれた。一七年の制度改正に際しても行政区域に変更はなく、二二年の町村制の施行に伴い、前記五か町村が合併して限府町となった。

(二) 河原村

下河原村、藤田村、木庭村の三か村は、旧藩時代、河原手永に属し、その惣庄屋会所は下河原村日向にあつて、一四か村を支配下においていた。元禄末期、惣庄屋会所は藤田村に移転したが、のち限府町へ移った。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、第六大区第一小区に属したが、同一二年の郡区町村編制法の施行により、下河原、弁利、木庭、伊萩、藤田の五か村が同一行政区域となり、下河原村に戸長役場がおかれた。二二年の町村制施行に伴い、下河原、藤田、木庭の三か村が合併して河原村となった。

(三) 水源地

藩政以前は、菊池氏によって支配されていたが菊池氏は村内に点在する掛幕、黄金塚、市成などの菊池外城にその一族を配置し、豊後との辺境の備えとしていた。旧藩時代は、河原手永惣庄屋の管轄の下に、原村と四丁分村の二庄屋の支配を受けていた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、原、四丁分の二か村は、下河原村などとともに第六大区第一小区をなしていたが、同一二年には二か村が一行政区域となった。同一二年の町村制施行に際し、二か村が合併して水源地となったが、四丁分の木佐木部落は、菊池川を境として迫間村へ編入された。

(四) 龍門村

雪野、龍門付近からは石器類が出土され、この地域は有史以前から開けていたものと考えられる。旧藩時代、本村は、河原手永と深川手永に分属していた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、白木、小楠野、長野、染土、虎口、寺小野、雪野、斑蛇口の八か村に分かれ、第六大区第二小区に属したが、その後、白木と小楠野の二か村が合併して小木村となり、長野、染土、虎口、寺小野の四か村が合併して龍門村となり、同一二年には、郡区町村編制法の施行により、小木、龍野、雪野および斑蛇口の四か村は、一行政区域となったが、二二年の町村制の施行に伴い、前記四か村が合併して龍門村となった。

(五) 迫間村

旧藩時代、迫間村は、河原手永の支配を受け、慶長（一五九六〜一六一四）宝曆（一七五一〜一七六三）年間にわたり大規模な耕地の開拓が行なわれた。特に兵戸井手は、豊後側より山水を引いて菊池川に注がせるもので、当時としては驚くべき進歩した土木工事であり、その井手は現在も利用されている。

明治三年（一八七〇）手永が郷と改められ、菊池郡においては、河原郷と深川郷の二郷となったが、本村は河原郷に属した。七年の改正大小区制の下では、伊倉、生味、東迫間、土豊水、平野、大柿、西迫間、市野瀬の八か村に分かれていて、第六大区第二小区に属したが、その後伊倉村と生味村が合併して重見村、大柿村と平野村が合併して太平村、土豊水村と東迫間村が合併して豊間村となった。同一二年郡区町村編制法が施行されると、重見、太平、豊間、西迫間、市野瀬の五か村は一行政区域となり、二二年の町村制の施行に伴い、この五

か村が合併して迫間村となった。

(六) 菊池村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第六大区第三、第四小区に属し、長田、大琳寺、北宮、野間口、深川、西寺、村田の七か村に分れていた。二年の郡区町村編制法の施行により、この七か村で一行政区域をなしたが、二年の町村制施行に際して、この区域が合併して菊池村となった。

(七) 花房村

この地域には、横穴古墳群や貝塚等がみられ、有史以前から、人が生活していたものと思われる。旧藩時代は河原手永に属し、明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第六大区第四小区に属し、二年の郡区町村編制法の施行に際しては、出田、広瀬、木柑子の三か村は、今、森北、赤星の各村とともに一行政区域をなしたが、二年の町村制の施行に伴ない、出田、広瀬、木柑子の三か村が合併して花房村となった。

(八) 戸崎村

本村の妙見原一帯に発見される弥生式文化の遺物、森北台地の急斜地にみられる横穴、下赤星測上の水田から発掘された弥生式土器などから、古くから農耕文化をもった集落があったと推察される。

藩政以前には、菊池氏の支配下にあり、菊池氏一八代武房の弟有隆がこの地方の領主となつて以来、一〇代にわたつて戸崎地方を支配した。

加藤時代、赤星井手の開さくが行なわれ、現在本田と呼ばれる水田が開発され、細川時代も農業開発の面で著しい進歩があった。この時代には村落の共同化がなされ、組の制度があつて、「かんなめ」(村八分)の制が徹底し、多くの宮座が発生している。宝永年間(一七五一〜六三)、河原左衛門によつて「今村まぶ」すなわち宝永隧道が完成され、新田本田の開墾も行われ、戸崎村の農村としての基礎が確立した。

明治三年(一八七〇)八月、藩政改革に際して、本村の区域は河原郷に属したが、七年の改正大小区制の下では、花房、加茂川、砦村の一部とともに第六大区第四小区に編入され、八年の地租改正の際、下妙見、上古閑は合併して森北村となり、今、森北、赤星、出田、広瀬、木柑子の各村に惣代を設け、その上に、戸長を置いた。二年の郡区町村編制法によりこれらの村は一行政区域

に属し、同一戸長役場の下におかれたが、町村制の施行に伴ない、赤星、森北、今の三か村が合併して戸崎村となった。

(九) 城北村(※第三編「山鹿市」の頁参照)

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年、促進法制定に伴い発表された県の合併試案では、限府、河原、菊池、戸崎、花房、城北の六か町村合併と龍門、水源、迫間の三か村合併の二ブロック案となっていたが、隣接町村が相ついで合併したので、本ブロックにおいても、二九年から合併への動きが活発化してきた。元々合併前の各町村は、七城村および菊鹿町に属する旧城北村とともに延久二年(一〇七〇)藤原則隆下向以来二五代にわたる菊池氏の政治経済の拠点であったが町村制施行によつて、各町村に分割されたもので、文化、生活感情、交通面等で一体性を有していた。このような歴史的諸条件に加えて、促進法の制定により、合併への動きは急速に進展し、昭和二九年九月には、菊池、河原、花房、戸崎四か村が合併準備委員会を結成し、四か村に限府町を加えた五か町村合併(県試案から城北村を除いたもの)の話を進めていたが、限府町の態度がはっきりしなかつたので、一応白紙にかえし解散した。しかし、昭和三二年一月三〇日の町村会において合併促進が正式な議題にあり、同年二月に町村合併促進協議会規約を作成し、各町村(限府町、河原村、水源村、龍門村、菊池村、花房村、戸崎村、迫間村)ごとに町村長、議長、議員三名、議員および学識経験者各一名の計七名ずつを選出し、全委員五六名による協議会(県試案の二ブロックのうち城北村は既に菊鹿村として合併していたので、これを除いた町村)の発足をみた。第一回の協議会は、昭和三一年四月二七日に開催され、協議会分科委員会の設置について検討した結果、総務、経済、民生文化各委員会の設置を決定し、以後協議会からの付託事項を調査審議することになった。五月四日に第二回協議会を開催し、以後の事務日程、新町村建設計画などについて検討した。

五月には、五回の協議会を開いて、合併条件および建設計画の基本的な審議を終了し、六月一日から五日までの間に、各町村議会において、合併関係議案の同文議決を行い、昭和三一年七月六日、知事へ合併申請書を提出した。その間、各町村においては、合併についての審議が慎重に行なわれたが特に問題となること

もなく、同文議決に際しては、全町村とも満場一致で合併議決が行なわれ、昭和三十一年九月一日、菊池町として発足した。町名選定にあたっては、歴史的に縁が深く、しかも古くから附近一帯が菊池の名称で通用していたので「菊池町」と決まった。

その後、昭和三十三年二月一日、鹿本郡菊鹿村の一部の堀切、稗方を編入し、県計画に基づく合併団体として市の要件の特例により昭和三十三年八月一日、市制を施行した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 合併の時期 昭和三十一年九月一日
- (三) 選挙

1 議会議員の選挙

議会議員については、促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十三年三月三十一日まで延長する。その後は、地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は、合併後最初に行なわれる選挙に限り、各町村の区域をもって選挙区を設け、定員は、人口比例による。

- 2 農業委員会委員は、促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十三年三月三十一日まで延長する。
- (四) 助役の定数 一名
- (五) 職員の身分取扱い

- 1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
- 2 職員の勤続年数は継承する。

3 合併後一年以内で退職する職員に対しては、次の区分により退職手当を支給する。

- ア 合併後三か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
- イ 合併後六か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
- ウ 合併後一年以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額

(六) 町税の賦課

1 昭和三十一年度において固定資産の評価を実施し、昭和三十三年度からは均一課税とする。

2 固定資産評価審議会委員の定数は八名とし、各町村より一名選出するものとする。

3 町村税の滞納については、極力合併までに徴収し、滞納を一掃しておく。

(七) 財産および負債

各町村の所有する財産は、すべて新町へ引き継ぐものとする。

各町村の有する負債は、新町において支払うものとする。

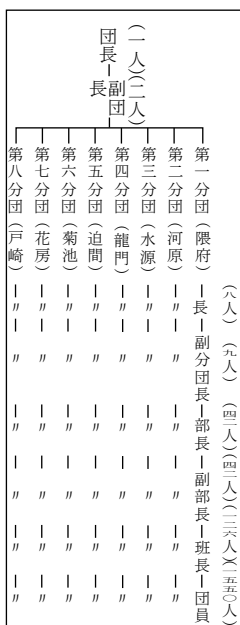
(八) 区長（嘱託員）は、現在のまま存置する。

(九) 新町の大字区域および名称（省略）

(一〇) 河原村外三か村中学校組合は、合併と同時に解散し、その財産はすべて新町に引き継ぐものとする。

(一一) 消防

消防団は統合して、構成および定員は次の編成とする。



(一二) 国民健康保険については、促進法の規定により、別紙規約のとおり実施し、昭和三十三年度より全地域に実施する（別紙規約は省略）。

4 合併時の三役及び正副議長

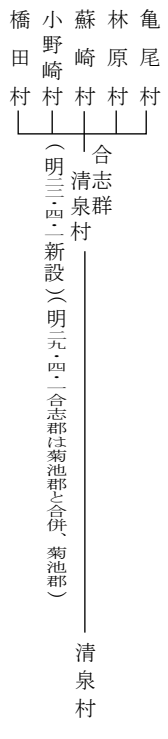
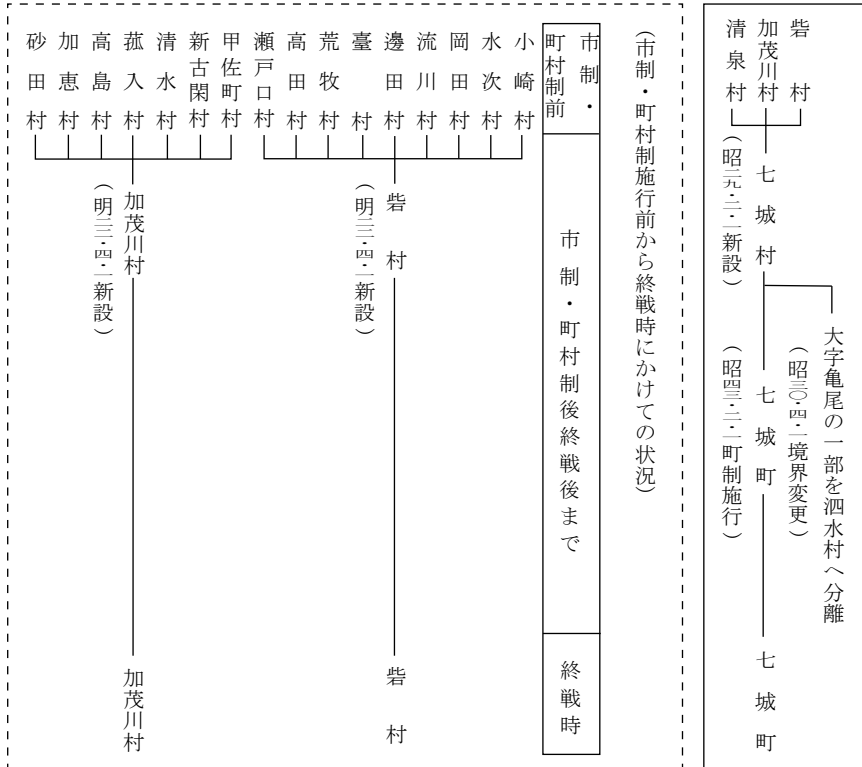
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
限府町	中嶋 幸雄	中村喜一郎	竹田 勇藏	橋爪 末喜	福村 登
河原村	山下 清	佐藤 末喜	岩木 文幸	松永 春市	岩木 進
水源村	赤星 惟一	後藤 司	岩崎 仁作	藤本 信義	大久保逸喜
龍門村	稲葉 直	宮本 繁子	松田 栄	小川 勇	藤川 司
迫間村	徳淵 直臣	本藤 直	釘山 満雄	葛原 積	城 徳
菊池村	中原 新吾	富岡 正清	佐藤 隆敏	富岡 昇	川口 義次
花房村	永田 次雄	八並 滋信	国光 定雄	吉田 定喜	茂田 敬喜
戸崎村	松永 政次	宮川 豊	吉野 叔嗣	木下 義親	松永 勝

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以上 の学校		官 公 署	業態 の割合				面積 平方 戸	戸数 戸	人口 人	区分	
	計	その他	農産	鉱工業					高 等 学 校	中 学 校		その他 の業態		都市的 業態						
												計	その他	農 業 人	計					その他
九三九七五	四〇九〇五	五八八九〇	一七五〇	二	一八二四元	一五三八七	二二七〇四	三	五	三	一六四四六	四五〇	二一九〇六	四七七三	二二七五	二四九八	一七・九一	六六八八	三五二七五	菊池町
三六四九四	三〇一八五	四四八〇九	一	二	五四一五	一一〇七五	一〇六六四	三	二	一四	八五三	三五	二八	三八四	一六四四	二一六〇	三・七六	二八〇八	一三〇六五	限府町
九〇三三五	五〇〇	八九、三五	五〇〇	一	一八五四六	四〇六	一、二七一	一	一	二	二八〇三	三三〇	二四七三	一一三	四三	七〇	一三・六七	五〇八	二、九五	河原村
九四八九九	二七九〇四	六六九九四	一	一	三三、三八	四七四	二、四五五	一	一	一	四、五四	二四〇八	一八四六	二二三	一八	七・五	七〇〇	七七〇	四四三	水源村
六三、五六八	三〇九六	三三、六五三	一	一	一一七六三	五五	一、三三九	一	一	一	二、九七一	七四一	二、三三〇	五	五	四七・五三	五三三	三、八〇	三、八〇	龍門村
一〇六、四四	二、一九四	九三、九八〇	四五〇	一	二〇、四五	五六九	一、〇三三	一	一	一	三、六三	七六	二、九七	一五	五	一八・三	六六六	三、六九	三、六九	迫間村
一三三、九三	二、〇〇〇	二九、四三	五〇〇	一	一八七七	一、七四	二、八〇	一	一	一	五七六	二五	四五二	一七五	一四五	三〇	六・六八	七五	四、四三	菊池村
四五四〇	四〇〇	四五、〇〇	一	一	二、五五	三七	一、四三	一	一	一	三五	一〇〇	二五	三五	二九三	六・四〇	三・五	三、五	一、七四六	花房村
四、一九四	二、三二六	二七、七八	三〇〇	一	二、〇〇六	二八七	一、八〇	一	一	一	一〇二	六五	九七	五〇	四八	五・六六	三・三	三、三	二、九五	戸崎村

【旧菊池郡七城町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 砦村

本村地域は、菊池氏一八代の治下にあったが、菊池氏滅亡後、加藤氏の治めるところとなり、その後藩政時代に至って深川手永に属し、高田村は中通郷に、荒牧、臺(寺町、水島の二村が明治九年合併)、瀬戸口、邊田、流川、岡田、水次、山崎の八か村は北通郷に列していた。明治十二年(一八七九)これら九か村は一行政区画として同一戸長役場の統治下におかれることとなり、一七年ころ臺村に戸長役場がおかれたが、その後一八年から二一年まで岡田村にも戸長役場が設けられ、東西に分けて行政が行なわれた。二二年町村制施行とともに前記九か村が合併して砦村となった。

(二) 加茂川村

旧藩時代、本村地域は、河原、深川の二つの手永に属していた。すなわち夜間、宮園、甲佐町、新古閑の四か村は河原手永に、蟹穴、羽根木、西郷、五海、菰入、高島、加恵の七村は深川手永となっていた。

明治維新後も本村地域は前記一か村に分かれていたが、明治七年(一八七四)、地租改正の際、夜間、宮園を清水村とし、五海、西郷、羽根木、蟹穴の四村を砂田村とした。一二年清水村ほか六か村を一行政区画として戸長役場が設けられ、二二年町村制施行によって七か村は合併して加茂川村となった。「加茂川」は菊池村から西流し、水田を湿している大井手の鴨川の名をとって名付けたものだといわれている。

(三) 清泉村

吉野朝時代、菊池氏の支族である林原氏が打越城(打越地名残存)を根拠としてたてこもり、また、その分家の小野崎氏(小野崎地名残存)、蛇塚氏(蛇塚地名残存)が本村地域をかためていたので、足利軍の攻撃を受けたが、足利軍は敗北して逃亡した。このように本村地域は軍略の要地であった。本村地域は

旧藩時代、合志郡に属し、竹迫手永治下の三万田、板井、打越、内島、林原、小野崎、橋田の七か村であったが、明治七年に打越、内島は合併して蘇崎村となり、明治九年には三万田、板井の二か村が合併して亀尾村となった。明治一二年郡区町村編制法の施行により一行政区域とされ、一二年、町村制施行により、五か村が合併して清泉村となった。なお、本村は合志郡であったが明治二九年郡統合がなされ、菊池、合志の二郡は合併して菊池郡となった。本村は長蛇のごとく東西に長い集落で、いたるところに脈々と清水が湧出しているところから清泉村と名付けられたといわれている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）九月に町村合併促進法が制定され、県は加茂川、砦、清泉の三か村合併案を示した。これに対して、従来から中学校組合を組織して中学校経営管理を行っており、また、生活環境をはじめあらゆる点で風俗は類似し、緊密な関係にあった三か村の合併は急速にまとまり、早速二九年四月合併協議会（各村一〇人ずつ計三〇人）を設立して合併についての検討研究がなされた結果、何等の波乱もなく三か村合併は順調に進んだ。同年九月合併協定書を決定し、一月一日菊池郡の町村合併のトップをきって七城村が誕生した。合併各村の住民から村名を募集したところ、合併三か村の地域内に、菊池一八外城のうち七つの城跡があるところから、「七城村」の故事来歴をとったものがあったので、これを村名とした。翌三〇年四月一日、隣村泗水村及び田島村が合併する際、七城村の最南端の三万田部落（当時五三戸、三一〇人）が泗水村編入を希望したので、分村して泗水村へ編入した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 砦村、加茂川村、清泉村を合体する。
- (二) 合併の時期 昭和二九年一月一日
- (三) 選挙 選挙
- 1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年四月末日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数とする。

選挙区は設けず、全村を一選挙区とする。

2 農業委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年三月末日までとする。

3 教育委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期を一年間延長する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処置

1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤務年数は継承する。

3 退職手当は左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一〇〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一〇〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産および負債

1 現砦村、加茂川村、清泉村の村有財産はすべて新村に引き継ぐものとする。

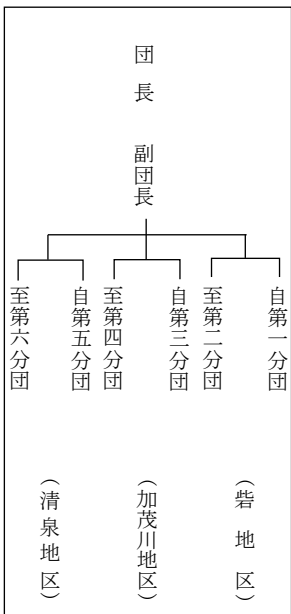
2 旧各村の負債は新村において支払う。

(七) 消防

1 消防団は統合し、次の編成をする。

団長 一人、副団長 二人、分団長 六人

2 消防団編成



(八) 国民健康保険

現岩村、加茂川村において実施中の国民健康保険についてはそのままの形式で存置し、昭和三十一年度から清泉村を加え、全体を統合し、これが育成強化に努める。

(九) 加茂川村ほか二か村中学校組合

加茂川村ほか二か村中学校組合は合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。

(一〇) 清泉村三万田部落は、三村合併後三万田の希望する時期において分村することを認めるものとする。

(一一) 村および字の名称

別紙のとおり(別紙は略)

(一二) 部落連絡員の設置

部落連絡員(区長)設置の区域は現状のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
岩村	松岡貞雄	松岡尚之	古閑元雄	桑満隆造	中津民雄
加茂川村	岡本正之	園木木	瀬田直	古田愿	野中直之
清泉村	徳永達雄	穂波守清	川上忠雄	本山一人	橋本時太郎

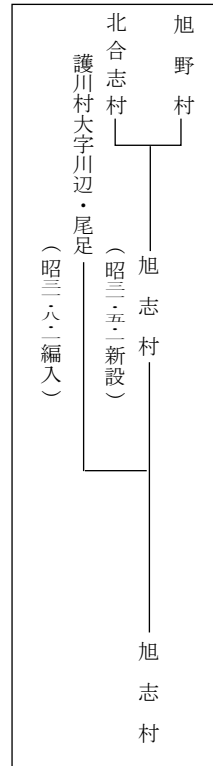
5 合併時の関係村の現況表

区	分	合併村			
		七城村	岩村	加茂川村	清泉村
戸数	人口	二四三	三七四	六〇〇	四四八
戸	人	八一四	二二〇	三五六	二四七〇

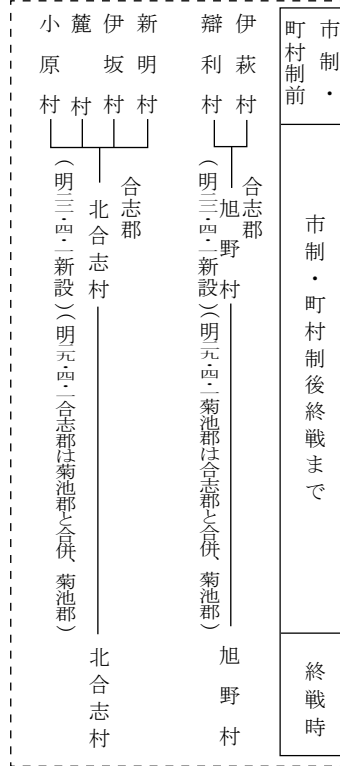
生産額	割合		業態		官公署	中学校以上の学校	市町村税納税総額	市町税納税総額	県税納税総額	国税納税総額	積	面積	
	計	その他	業態	都市的								平方	方
	千円	千円	千円	千円								人	人
計	二七〇七五	一	五五四	八五六	一	一	一	一	一	一	五	二七〇七五	一
農産	二六九二五	一	四六八	八五六	一	一	一	一	一	一	一	二六九二五	一
鉱工業	九二〇	一	二〇三	二〇九三	一	一	一	一	一	一	一	九二〇	一
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九七九〇二	一	一四四四	二八	一	一	一	一	一	一	一	九七九〇二	一
農産	九三八九	一	一三六	二〇八四	一	一	一	一	一	一	一	九三八九	一
鉱工業	一	一	二六四	二四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九三八八九	一	二四七二	二六四	一	一	一	一	一	一	一	九三八八九	一
農産	七七三四	一	一六八	一八四	一	一	一	一	一	一	一	七七三四	一
鉱工業	九二〇	一	一六八	二〇八	一	一	一	一	一	一	一	九二〇	一
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七八二八四	一	一六八	一八四	一	一	一	一	一	一	一	七八二八四	一

【旧菊池郡旭志村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(二) 旭野村

和名抄によると、上古菊池に九郷があり、その中に山門郷というのがでているが、本村の岩本は岩木山門の転語から由来したものらしいと言われている。円通寺縁起には「藤原則隆、肥の国に下向して観音像を岩本の庄に安置す」とでているが、岩本が文献にでたのはこれが一番古いものようである。

旧藩時代には河原手永に属し、伊萩、岩本、姫井の三か村に分かれていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の下では第六大区第一小区に属し明治九年(一

八七七)に岩本と姫井が合併して辯利村となり、一二年には伊萩村は辯利村に下河原村を加えて一行政区域となったが、二三年町村制施行の際、伊萩村、辯利両村が合併して旭野村となった。村名「旭野村」の由来については、朝日(旭日)の東を野を東に控えているので「旭野」の村名をつけたといわれている。

(一) 北合志村

手永時代には高永村、妻越村、小原村、高柳村、平村、湯舟村、伊坂村七か村が合志郡北領邑として大津会所に属していたが明治七年(一八七四)の大小区制では第五大区第四小区に属した。九年(一八七七)高柳村、平村、湯舟村が合併して麓村に、妻越村、高永村が合併して新明村となり、明治二二年に伊坂、小原村、新明村、麓村が合併して北合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

旭野村、北合志村、護川村は鞍岳麓に展開する純農村で、地理的条件、風俗、習慣も類似し、縁故関係も多く戦後教育制度が改正された際、旭野村と北合志村は学校組合を設立、旭志中学校を運営してきた状況にあり、三か村は緊密な関係にあった。

昭和二八年(一九五三)九月の町村合併促進法制定時ごろから、旭野村、北合志村の住民の間には二か村合併に対する関心が次第に高まっていたが、県から旭野村、北合志村、護川村の三か村合併提案が示されるにおよんで、両村の合併気運はさらに高まった。

しかし、県試案にふくまれていた護川村の議会、住民の間には大津町と合併しようとする意見と、旭野村および北合志村と合併したいとする意見とが対立して、容易に意見の一致がみられなかった。そこで、旭野村、北合志村、両村では、護川村の意思統一をみるまで合併協議会の設置をみあわせていたが、早急な意思統一の空気がみられなかったため、三一年二月一四日、旭野村、北合志村の二か村で合併促進協議会を設置し、合併条件の協議を開始した。

合併協議会は、二月一六日第一回の協議会に続いて、同月二九日の最後の協議会まで五回の会合を重ねて慎重審議を行い、五月一日合併した。合併前の旭野村の「旭」と北合志村の「志」をとって旭志村と名付けた。

一方、護川村では、一月村議会では分村合併を決めたが、二月には分村による

紛争をさけるため、大津町、北合志地区いずれに合併するかを住民投票で決定することに方針を変え、四月六日投票を実施したが県の試案に反し大津町との合併希望者が多く村当局も議会も容易に結論をだすことができなかった。結局、分村して矢護川杉水地区は大津町に、川辺尾足地区は旭志村にそれぞれ編入合併することに決定し、三一年八月一日川辺、尾足地区は旭志村に編入された。

3 合併条件および協定事項

旭野村と北合志村の合併

- (一) 合併の形式 旭野村、北合志村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三十一年五月一日とする。
- (三) 役場の位置 旭志中学校付近とし、昭和三十一年度に新築する。
- (四) 出張所設置 新村には出張所は設けない。
- (五) 村議会議員の選挙区 選挙区は設けない。
- (六) 村議会議員の任期および定数 町村合併促進法第九条第一項の特例を適用し、昭和三十一年四月三〇日まで在任する。
- (七) 農業委員会の任期および定数 町村合併促進法第九条の三を適用し、任期を昭和三十一年一〇月三一日まで延長し、その定数を一五人とする。
- (八) 教育委員会委員の任期および定数 町村合併促進法第九条の二を適用し、任期を昭和三十一年一〇月三一日まで延長する。
- (九) 地方税 合併関係村の一体性を確保する上から均一課税とする。
- (一〇) 助役の定数 助役の定数は一人とする。
- (一一) 合併関係村の職員の身分取扱 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際にその職にある合併関係村の一般職の職員には、引き続き新村の職員としてその身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。
- (一二) 区長（囑託員） 区長（囑託員）は、これを現在のまま存置する。

(一三) 財産処分

合併関係村が現に所有するいっさいの財産および負債は、すべてこれを新村に引き継ぐものとする。

(一四) 村税滞納

1 昭和二十九年度以前の分については、昭和三十一年三月三一日までに差押え処分を行なう。

2 昭和三十〇年度分は、昭和三十一年四月三〇日までに九〇パーセント以上を徴収目標に両村とも努力する。

(一五) 新村の大字区域および名称

合併関係村の現在の大字の区域および名称はそのままとする。

(一六) 消防団の整備統合

消防団はこれを統合するが、役員、分団数、団員等については後日協議して定める。

(一七) 旭野村ほか一か村旭志中学校組合はこれを解散し、その所有する財産はいっさい新村に帰属するものとする。

(一八) 国民健康保険統合

国民健康保険はこれを統合し、新村全域にこれを施行する。

護川村の一部編入

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 合併の時期 昭和三十一年八月一日
- (三) 出張所設置 出張所の設置はしないものとする。
- (四) 新村議会議員の選挙区 全村一区とする。
- (五) 村議会議員の任期および定数 町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、旭志村議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、旭志村議会議員の残任期間まで延長する。
- (六) 農業委員会委員の任期及び定数 町村合併促進法第九条の三を適用し、農業委員会による委員の互選により決定した委員で三人とし、旭志村農業委員会委員の残任期間まで延長する。
- (七) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の規定を適用し、編入した村の教育委員会委員の被選挙権を有することとなるものうち互選により決定した委員一人とし旭志村教育委員会の委員の残任期間まで延長する。

(八) 地方税

昭和三一年度限り、旧護川村の課税方式によるが、昭和三二年度より旭志村の課税方式とする。

(九) 職員の身分取扱い

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、護川村の一般職員で編入地域に住所を有するものは、引き続き新村職員としてその身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。

(一〇) 部落駐在員(嘱託員)

部落駐在員はこれを現在のままとする。

(一一) 財産処分

1 旭志村に編入する地域に所在する財産は別表のとおりとし、すべて旭志村に引き継ぐものとする。

2 大字矢護川二〇八九、山林一町九反四畝は大津町、旭志村の共有とし、分収歩合は旧護川村の人口比による。(旭志村一、六二二人、大津町三、一〇八人)

(一二) 中学校および西小学校の整備統合

中学校および西小学校は現在の位置に共有し、組合立とする。

学校運営の経費は旧護川村の生徒児童数による。

(一三) 大字区域および名称

現在の大字区域および名称は、そのままとする。

(一四) 消防団の整備統合

消防団は、これを旭志村の消防団に統合するが、分団数、団員等については後日協議して定める。

(一五) 国民健康保険

国民健康保険は、昭和三二年度より旭志村全域に実施する。

(一六) 村税滞納

村税滞納については極力徴収整理するが、編入区域の滞納については旭志

村に引き継ぐものとする。

(一七) 農業共済組合

農業共済組合については、旭志村の農業共済組合に加入する。

(一八) 農業共同組合の整理統合

農業共同組合については、将来統合するようあつせんする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 旭野村と北合志村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
旭野村	水上亥一	大塚賢	水上茂夫	岩根新人	岩根亀十
北合志村	中尾卓男	工藤 齊	森 仁八	坂田康毅	東 四一郎

(二) 護川村の一部編入

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
旭野村	中尾卓男		水上茂夫	坂田康毅	岩根新人
護川村	大村 清	古川俊夫	芹川 巽	右田徳馬	本田 赫

5 合併時の関係村の現況表

(一) 旭野村と北合志村の合併

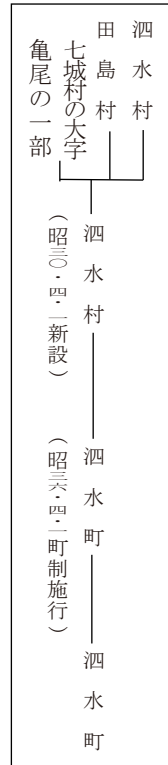
生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官		業態の割合					面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分	
	計	その他	農産	鉱工業					中学校以上の学校	中等学校	高等学校	都市的業態		その他の業態						
												計	その他	農業	その他					計
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	署	校	人	人	人	人	人	人	人	新村		
—	—	—	—	—	三八八三	二、四三	二、七九三	—	二	—	五〇七三	八七三	四、〇〇〇	五八四	三、四	二六〇	四、二三	一、〇四三	五、六七	旭野村
—	—	—	—	—	二、三三二	五、五九	八〇	—	一	—	一八七三	五三	一、三四〇	二、五三	一三〇	一三三	一六、九七	四〇三	二、二五	北合志村
—	—	—	—	—	二七、五〇一	五、六四	一、九三	—	—	—	三、二〇一	三四	二、八六〇	三三	一四	一四	三四・六	六四〇	三、五三	

(二) 護川村の一部編入

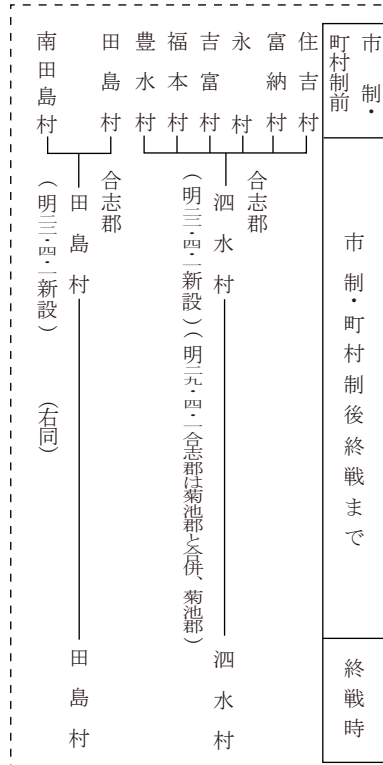
生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官		業態の割合					面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分			
	計	その他	農産	鉱工業					中学校以上の学校	中等学校	高等学校	都市的業態		その他の業態					旭志村	関係村	護川村	
												計	その他	農業	その他							計
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	署	校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
三、〇二六〇	一、〇四六	二、〇九八	—	—	四、六七四	一、三三三	九七	三、二五	二	—	六六九	九七	五七八	六八四	三、四	三、五	四、二八	一、三三	七、七九	旭志村	旭志村	護川村
一、八四一三	五、三四五	一、六八七	—	—	三、八八三	一、一四三	九四	二、七三	—	—	五〇三	八三	四、〇〇〇	五、四	三、四	二、六〇	四、三	一、〇四三	五、五七	旭志村	旭志村	護川村
—	—	—	—	—	七、九六	二、二七〇	三	三三	—	—	一、六八	一〇〇	一、五八	一〇〇	三、五	七、五	八、五	二、八六	二、六三	旭志村	旭志村	護川村

【旧菊池郡泗水町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 泗水村

中世以降、明治維新当時までは合志郡に所属し、合志郡の中においても最高の石高を占め、経済的にも確固たる地位を保っていた。

明治五年（一八七二）に里正の制度が設けられ、一二年郡区町村編制法の施行に伴ない戸長役場制度に改められたが、当時は住吉、永、富納の三か村が住吉列戸長役場に、吉富、豊水、福本の三か村が吉富列戸長役場に属していた。一七年官選戸長制度が施行され、住吉、吉富両列が合併されて吉富村列に統一され、二二年町村制の施行によりこの村列内六か村が合併して泗水村となった。

(二) 田島村

この村で特記されるものに北田島地区の「村移り」ということがある。これは現在の北田島は合志川畔に近く、今の泗水西小学校付近一帯に形成されていたことは同学校付近に現在も残されている古屋敷、宮跡、天徳寺跡、五郎丸屋敷などの地名によっても明白であるが、古老の話によると加藤氏時代に合志川の洪水や悪疫の流行が一原因をなし、当時の水田開発などとも関連して現在地に大がかりな村移りがなされたと伝えられている。

旧藩時代、本村地域は、合志郡竹迫手永に属していたが、明治九年（一八七六）七月の町村分合により、田島村と南田島村となり、一二年両村は一行政区域として戸長役場が置かれ、二二年町村制施行により合併した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の施行に伴い、合志川列の北合志、旭野、泗水、田島および合志、西合志の両地区においても合併の気運が高まった。昭和二八年（一九五三）一月県が発表した試案では泗水と田島両村の合併が計画されていた。両村は、地理的にも経済的にも深いつながりをもち特に戦後新しく発足した新学制の下では組合立の中学校を設置していたなどの諸点から、県の試案どおり二か村合併の構想がまとめられた。この構想のもとに、西村においては、それぞれ二九年三月、町村合併協議会設置のための委員を置き、村民の合併に対する意欲高揚をはかり、翌三〇年一月一日の議会では合併協議会設置の同文議決を行い、同月八日両村合同の委員会を開催した。

合併協議会では、両村合併により生ずるいろいろな問題について慎重な検討を加えて建設計画をたて、同年四月一日合併を目標に本格的な合併推進にのりだし二月二一日の両村議会で四月一日合併を決定した。また、七城村大字亀尾字三万田地区の住民は同地区が泗水村の北部に隣接し、役場までの距離も泗水村役場のほうが近く、日常生活の必需物資の購入などは全部泗水村で行い、小、中学校への距離も泗水村のほうが近いということで、早くから泗水村へ編入することを望んでいた。そこで、この際、この地区も加えて新村を設立することになり、三月八日、三か村の議会において合併議決がなされ、四月一日新しい泗水村が誕生した。地理的な意味からは、鞍岳山麓に源を發する矢護川、小原川、若木川、鞍岳

川の四流が本町内で相合することから、四川泗水と考えられ、また、明治二二年（一八八九）町村制が施行され、漢学者であった、初代村長、西佐一郎氏が村名の選定にあたり、自ら敬愛する孔子の生誕地、中国山東省泗水県が地形的にもよく似ていることから、実り豊かな文教の地として繁栄するよう、「泗水」と命名されたともいわれる。町村合併による新村名決定についてもいろいろ検討されたが、旧泗水村の名称をそのまま継承することになった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

泗水村、田島村を合併し、七城村大字亀尾の一部を編入する。

(二) 合併の時期

昭和三〇年四月一日

(三) 選挙

1 選挙区 選挙区は設けず全村を一選挙区とする。

2 議会議員の選挙

議会議員については町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年五月一日までとする。なお地方自治法第九一条第二項による定数は二〇名とする。

3 農業委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年五月一日までとする。なお委員の数については選挙により一二名とする。

4 教育委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年五月一日までとする。

(四) 三役の定数

村長一人、助役一人、収入役一人

(五) 職員の身分取扱

1 特別職を除き全員一応引続ぐものとする。ただし、新村行政規模の能率化をはかるため出来るだけすみやかに二割ほど減ずることを要望する。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 職員手当は左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職したものの

給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の二〇〇

イ 合併後六か月以内に退職したものの

給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の一五〇
ウ 合併後一か年以内に退職したものの
給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の一〇〇

(六) 財産および負債額

1 現泗水町および田島村財産は、すべて新村に引継ぐものとする。

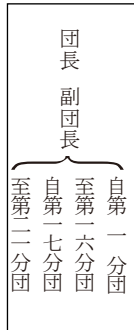
2 旧各村の負債は、新村に於て支払う。

(七) 消防

1 消防団は統合して次の編成をする。

団長一名、副団長一名、分団長二二名

2 消防団の編成



(八) 国民健康保険

国民健康保険については、四月一日より全区域に実施するものとする。

(九) 泗水村・田島村中学校組合

泗水村・田島村中学校組合は、合併と同時に解散し、職員および財産は新村に引き継ぐものとする。

(一〇) 字の名称

従前のとおりとする。

(一一) 部落事務嘱託員

部落事務嘱託員（区長）設置は現状のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
田島村	福島 泉	水上 茂	安武吉人	安武法信	春田義光
泗水村	続 政喜	吉田辰夫	甲斐 隆	後藤熊喜	

5 合併時の関係村の現況表

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校 高等学 校	官 公 署	業態の割合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分				
	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円							業 態 計 人	農 業 人	都 市 的 業 態 計 人	商 工 業 人	そ の 他 人	そ の 他 業 態 計 人					農 業 人	そ の 他 業 態 計 人	計 人	そ の 他 人
三六、八三四	一五、五九六	三〇、九〇〇	二五、四七七	一	四六、五五〇	一五、五五三	二、七九七	九、三六一	一	五	八、九二二	九三	八〇〇	一、七三一	五四三	二、二八八	一六、三三〇	一、九三三	一〇、七九九	泗水村				
三〇〇、三四七	一〇〇〇〇	一六五、〇〇〇	二五、三四七	一	三九、一五五	一、三三六	二、七九〇	七、七二二	一	三	六、六五五	六六	五、九三三	一、六九〇	五四〇	一、一五〇	一九、七六	一、五三三	八、四四七	泗水村				
五二、〇六〇	五、五九六	四六、四六四	一	一	七、三九九	三、五九四	一、六一	一、四五九	一	二	一、九四五	二六〇	一、六九五	三六	一	三六	五、三八	三、六七	一、九八一	田島村				
九、四三六	一	九、四三六	一	一	一	六、三三	二六	一、四〇	一	一	三、二二	一	三、二二	五	三	二	一、一六	五、四	三、二五	七城村大字 魚尾の一部				
																				合併村				